

流山市農業委員会
平成22年第4回
総会議事録

平成22年4月23日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成22年4月総会議事録

1 期 日 平成22年4月23日(金)

2 場 所 流山市役所301会議室

3 議長名 高市 正義

4 出席委員(15名)

1番	水野 敬久	2番	藤井 俊行
3番	坂巻 忠志	4番	中村 敏則
5番	大作 榮	6番	根本 隆
7番	小林 常男	8番	須郷 英夫
9番	水代 啓司	10番	渋谷 辰夫
11番	戸部 源房	12番	秋間 高義
13番	石井 勇	14番	大塚 侃
16番	高市 正義		

5 欠席委員(1名)

15番 吉田 松衛

6 書記名 事務局次長補佐 山口 憲彦

7 事務局 事務局長 池田 孝
事務局次長 吉田 勝実

8 会議目次

(1) 議案第14号 農業委員会事務局職員の任免について	1
(2) 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)	2
(3) 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	5
(4) 議案第17号 農用地利用集積計画の決定について	9
(5) 議案第18号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	11
(6) 報告第11号 合意解約の通知について	12

(7) 報告第 1 2 号	生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	1 3
(8) 報告第 1 3 号	専決処理の報告について	1 4

開会 午後3時04分

高市議長 ただいまから平成22年第4回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、15番、吉田委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

1番、水野委員、2番、藤井委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名をいたします。

本日の会議の書記として山口次長補佐を任命いたします。

次に本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

吉田次長。

吉田次長 本日御審議いただく案件といたしましては、お手元に配布させていただいております議案書の中の会議目次を御覧いただきたいと思います。本日ご審議いただきます案件といたしましては、議案第14号の「農業委員会事務局職員の任免について」から議案第18号の「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」までの5議案について御審議をいただきたいと思います。

また、報告事項といたしまして、報告第11号の「合意解約の通知について」から報告第13号「専決処理の報告について」の3件の事項について報告させていただきたいと存じます。

以上でございます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第14号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

池田局長。

池田局長 それでは、議案書の1ページでございます。

議案第14号

農業委員会事務局職員の任免について

農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により、農業委員会事務局の職員を次のとおり任免するものとする。

平成22年4月23日提出

流山市農業委員会

本案につきましては、さる4月1日付の人事異動によりまして、農業委員会事務局員職員の異動があったことから承認を求めるものでございます。対象となる任免者につきましては、初めに昇格した者でございますが、農業委員会事務局次長補佐吉田勝実が農業委員会事務局次長に昇格でございます。次に転入した者ですが、農業委員会事務局次長補佐に山口憲彦、旧所属は生涯学習部図書・博物館次長でございます。

次に短時間再任用職員として、農業委員会事務局副主査に岡田敏夫でございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案については、去る4月1日付けの人事異動に伴うものでございます。

本案について、原案のとおり任免することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり任免することに決定いたしました。

それでは、このたび農業委員会事務局次長に昇格されました吉田次長から御挨拶をいただきたいと思っております。

(吉田次長挨拶)

次に、新しく農業委員会職員となられましたお二人から御挨拶をいただきたいと思っております。

(職員入場)

最初に、山口次長補佐から御挨拶をいただきます。

(山口次長補佐挨拶)

次に、岡田副主査をお願いします。

(岡田副主査挨拶)

吉田次長及び新しく農業委員会職員となられましたお二人とも、今後の御活躍を御期待申し上げます。

(職員退場)

高市議長 次に、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請につい

て」(市許可)を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページでございます。

議案第15号

農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成22年4月23日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の市扱いの3条の許可申請は2件でございます。

はじめに、1番でございますが、申請地は流山市西深井の田2筆1,610㎡、畑1筆942㎡、合計3筆2,552㎡でございます。

議案案内図は1ページでございます。

権利者は市内で農業を営んでおりまして、経営規模の拡大を図るため、農地を購入しようとするものでございます。

次に2番でございますが、申請地は流山市西深井の畑1筆929㎡でございます。

議案案内図は同じく1ページでございます。

権利者は市内で農業等を営んでおりまして、経営規模の拡大を図るため、農地を購入しようとするものでございます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

小林委員長。

小林委員長 議案第15号「農業法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は市扱いの2件であります。

本案につきましては、現地調査と関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

最初に1番であります。申請地は西深井にある流山工業団地の南側、約800メートルに位置している水田と畑で、現況は耕起が行われておりました。

今回取得される田は、水稲、畑は菜っ葉を作付けすることです。

次に、申請理由については、経営規模の拡大を図るためであります。

次に、申請者の営農状況であります、権利者の耕作面積は約2.25ヘクタールで、農業は権利者を含め3人で従事しております。

また、耕作については、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでありました。

次に2番であります、申請地は西深井にある流山工業団地の南側、約800メートルに位置している畑で、現況は埋め立て後、整地された状況でありました。

今回取得される畑は、多種類の野菜、主にキュウリ、トマト等を作付けし、市場への出荷物でなく、直売所へ出すものを作付けする予定とのことでした。

次に、申請理由については、まもなく定年を迎えることから経営規模の拡大を図っていきたいとのことでありました。

次に、申請者の営農状況であります、権利者の耕作面積は約1ヘクタールで、農業は権利者を含め2人で従事しております。

また、耕作については、今後の申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

高市議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

11番(戸部委員) 売買価格についてはいくらですか。

小林委員長 1番の3筆2,552㎡については全体で1500万円、坪にいたしますと約19,400円です。これは田と畑を含んでおります。

2番につきましては、929㎡で900万円、坪にいたしますと31,900円です。

高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって議案第15号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書3ページでございます。

議案第16号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成22年4月23日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の農地法第5条の許可申請は恒久転用によるものが1件です。

議案案内図は2ページと3ページです。

権利者は柏市で土木業を営んでいる法人でございます。

申請地は流山市野々下1丁目の畑3筆1,501㎡でございます。

農地区分については、小集団の生産性の低い区域にある農地であることから第2種農地と判断いたしました。

転用目的につきましては、資材置場用地とするものでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

小林委員長。

小林委員長 議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

本案については、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

また、本件については、八木中学校から南に350メートルに位置し、申請地は通学路にも面しているため、安全対策、資材の搬入、搬出時間の調整、搬入進路等に関し、地域の安全対策に万全を期してもらうため関係者退席後審議を行いました。これらの点について再度のヒアリングを行いました。

まず、はじめに転用目的につきましては、資材置場とするものであります。

次に、申請者であります。権利者は平成19年8月に柏市に事業所を構

え、土木業を営んでいる会社であり、流山市及び柏市を中心に宅地造成工事等を請け負っているとのことでした。

今回の転用理由でございますが、現在造成工事等を請け負っても造成地付近に資材を仮置きできる場所を確保することに苦慮してきたとのことでした。これからも資材置場の確保が非常に困難な状況であるため継続的に借りられる場所を探していた。昨年、義務者が所有する流山市長崎の土地造成を行った際、相談したところ現地を紹介されたことから、当該地を選定し、申請に至ったとのことでありました。

事業実績としては、造成工事、道路整備工事等を行っており、工事に必要なトラック3台を所有し、従業員は3人とのことでした。

次に、資金計画につきましては、整備費は200万円でございますが、これを全額自己資金で賄う予定です。また、賃貸借料については月額10万円、年間120万円の予定であります。

資材置場には、砂利や土砂などの資材を置きたいということでありました。

資材の搬入、搬出に伴う車両及び時間帯については、3トン、4トンの車両が主となるということでありましたが、資材搬入のために10トン車両を使用する場合には、当該申請地が大型車両規制区域内のため、警察の許可を受け対応するとのことでした。

また、通行時間帯は、午前7時30分から午後6時ごろとなり、八木中学生の登下校時間と重なることから権利者は学校と調整を図ることとなっております。更に、車両進入に当たっては、市道3号線芝崎の交差点を經由して進入することから、八木中学校体育館脇からの進入はしないということでした。

また、資材置場の出入口の交通安全対策といたしまして、使用時に誘導員を配置し、交通安全対策に努めるとのことでした。

また、10トンの大型車両の通行により、道路の破損等が生じたときは、市道路管理課と協議を行い対応することとなりました。

資材置場としての使用にあたっては、周囲に高さ2メートルの鋼板で塀を設置し、安全管理のため鋼板10枚に対し1枚分のスリットを設け、雨水の排水については、境界から1メートル離して法面を設置し、敷地内は自然浸透とし、必要に応じて土嚢等を設けるとのことでした。

鋼板の設置については、景観的に、地域との調和のとれたものにするよう要望をしたところ、八木中学校の協力を得て、絵などを描いていただくなど地域と連携を図るとのことでした。

次に、隣接農家への説明や被害防止については、北側隣接農家への説明は対応済みとのことでしたが、道路の反対側の地権者及び西側の地権者に対し

でも説明を行うよう指導しました。

資材置場の利用は、資材の補充場所とし、事務所的な利用は行わないことから、プレハブ等の建物を建てることがないことを確認いたしました。

最後に、他法令についての該当はありませんでした。

以上、関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのことをもとに、農地法第5条の許可基準となっている「立地基準」や実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」また、申請面積は妥当かなどの「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

11番(戸部委員) ここは里芋を作付けしていたところですが、資材置場として貸した理由は何ですか。

池田局長 この畑につきまして、地権者の方はいろいろと努力をなさったと思いますけれど、除草剤等を撒いて管理をされていたという経過があるようです。その中で除草剤等の飛散等で近所に御迷惑をおかけしたということがございました。よって、今回、縁あってこの会社にお貸しすることになったと聞いております。

小林委員長 何も耕作しないので雑草が生えてしまい、除草剤を撒いて、周辺の耕作している田んぼに多大な被害を与えたとのことですか。

11番(戸部委員) このところは、八木中の通学路なわけですよ。それで中学校とよく相談してとか、時間を調整してとか言っていますが、きちんとしたまとめをしておく必要がある。たとえば通学路をどうするのか、時間帯をどうするのか。確かにやりますと言うのは分かりますけど、その後やりますというのが通例になっている。その後の確認は難しいと思いますが。

吉田次長 ただいまの通学路の関係でございますが、小委員会でのヒアリングの際でも、再度のヒアリングを行いました。そのヒアリング協議の中で八木中の通学路について意見が出ました。再度ヒアリングの席に入ってくださいまして、通学路の時間帯について業者に指導いたしました。その辺は十分指導したところでございます。

11番(戸部委員) 通学路の件はきちんとやってもらいたい。平地に資材置場を設置するのは初めてで、通学路と高さと同じになることから注意してもらいたい。もう一つは、この脇に八木川が流れている。それは、将来的に野々下水辺公園から総合運動公園に流れ、散歩コースとして整備してあると

ころです。このことから、鋼板の高さや景観の問題について注意していただきたい。このことについてはどうなっていますか。

2番（藤井委員） 戸部委員に代わり、私から申請者に対し質問しました。

11番（戸部委員） 鋼板の高さが2メートルとは、高すぎるのではないのでしょうか

吉田次長 ただいまの景観とか地域との調和についての質問については、小委員会の委員の皆さまからのご指摘をいただいております。申請者は学校と協議をするとのことでした。また鋼板の色等については周囲と違和感のないものとするとのことでした。2メートルの鋼板の高さで塀を設けて、隣接地への被害を防止するとのことでした。また鋼板10枚につき1枚分のスリットを設け、中が見えるようにし、安全性も合わせて確保していくとのことでした。

また、通学路等の時間帯の使用について、学校との協議でございますが、事務局といたしましては、申請者と学校との協議が終わりましたら事務局に報告するよう伝えます。

11番（戸部委員） 特に通学路の問題と景観の問題は、そのような対応で進んでいくと思うが、ある程度八木中学校との調整が終わった段階で再度チェックして欲しい。特に八木川の散歩コースの景観を流山市は推奨していくわけですから、十分配慮して事務局で点検していただきたい。

2番（藤井委員） 私から補足させていただきます。今、吉田次長から学校との協議と説明がありましたが、それは子どもたちの絵を鋼板に描いてもらうことも提案していきたいと申請者から申し出がありました。白い鋼板の壁面に子どもたちの絵を描くことによって、遊歩道の景観につながると思います。

3番（坂巻委員） 八木中学校はこの案内図のどこに位置するのでしょうか。

大型車両の進入路は芝崎の交差点からと説明がありましたが、進入路はどの道でしょうか。

小林委員長 八木中学校は、案内図の右下の方に位置します。進入路は案内図左方向です。途中狭いところがありますので、十分気をつけて通行するよう伝えてあります。

高市議長 他に質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって議案第16号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

吉田次長。

吉田次長

議案第17号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成22年4月23日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の農用地利用集積は、新規によるものが3件、更新によるものが1件でございます。はじめに、新規によるものでございます。1番は流山市平方の畑3筆、2,060㎡でございます。議案案内図は4ページでございます。次に議案書5ページでございますが、流山市平方の田1筆、1,173㎡でございます。議案案内図は5ページでございます。次に3番でございますが、流山市南の畑4筆、1,130㎡でございます。議案案内図は6ページでございます。次に議案書6ページでございます。更新によるものでございまして、4番でございますが、流山市平方の田4筆、930㎡でございます。議案案内図は7ページでございます。

以上でございます。

引き続き新規の掘り起こし並びに更新に御尽力を頂きますようお願い申し上げます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

小林委員長。

小林委員長 議案第17号「農地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規によるものが3件、更新によるものが1件であります。

最初に新規の1番であります。まず権利者の職業は農業で年齢は60歳でありました。また、営農状況については、耕作面積が約0.7ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め2名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地は畑で耕起が行われた状況でありまし

た。

本件については、6年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、2番であります。権利者の職業は農業で、年齢は68歳でありました。また、営農状況については、耕作面積が約1.9ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名であります。

現地の状況ですが、対象農地は、水田のため現在は水稻の刈入れが終わった状況でありました。

本件については、3年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、3番であります。権利者の職業は農業で年齢は40歳でありました。また、営農状況については、耕作面積が約0.4ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め4名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地は畑で耕起前の状況でありました。

本件については、6年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、4番の更新分であります。権利者の職業は大工との兼業で、年齢は60歳でありました。また、営農状況については、耕作面積が約0.5ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地は水田で耕起が行われておりました。

本件については、今年で貸借期間が満了となるため、引き続き10年間の貸借を継続するため更新をしようとするものでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いします。

高市議長 ありがとうございました。

なお、本案のうち2番については、石井委員に關係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、石井委員に退席を願い、先に審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(石井委員退席)

これより、本案のうち2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第17号のうち2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第17号のうち2番については、原案のとおり決定いたしました。

石井委員の除斥を解きます。

(石井委員入室)

次に、本案のうち1番、3番及び4番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第17号のうち1番、3番及び4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第17号のうち1番、3番及び4番については、原案のとおり決定いたしました。

高市議長 次に、議案第18号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書8ページでございます。

議案第18号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成22年4月23日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月の証明は1件でございます。申請地は流山市駒木台の登記簿地目が畑、現況は宅地、1筆、208㎡でございます。議案案内図は8ページと9ページでございます。土地の地目変更登記申請をするため、証明願があったものでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

小林委員長。

小林委員長 議案第18号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

本案につきましては、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

最初に申請地の状況であります。議案案内図にもありますとおり、現地は、柏市と隣接する土地で、地目は畑となっておりますが、昭和46年に申請者の叔父が居宅や物置4棟を建築し、宅地として利用され、現在は申請者の父親が居住しているものでございます。

なお、今回の申請書の提出にあたっては、「昭和61年に撮影された航空写真」と「固定資産税の課税が宅地課税となっている証明書」も添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、今から20年以上は宅地として使用していたことが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第18号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

高市議長 次に、報告第11号「合意解約の通知について」報告を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書9ページでございます。

報告第11号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成22年4月23日報告

流山市農業委員長 高市 正義

通知がありました土地は、流山市野々下2丁目の畑1筆、2,255㎡でございます。平成22年2月13日付で合意解約したため通知があったものでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がありましたら承ります。

3番(坂巻委員) この報告事項についてもう少し、詳しくご説明をお願いします。

どういう案件に対し、どういう状況になったのか説明をお願いしたい。

吉田次長 本件につきましては、農業用地利用集積事業を利用いたしまして貸借を行っていたものでございます。その後、お互いの話し合いによりまして途中で解約することがまとまり、解約することになりました。本来であれば、貸借期間満了までとなるところでございますが、お互いに話し合い、円満に解約となったものでございます。これを農業委員会に通知し、農業委員会総会で報告するものでございます。

3番(坂巻委員) 前議案で審議してきた農地の貸借、農用地利用集積事業等で契約がされているものが途中で解約された場合はこのような事例になるのでしょうか。

吉田次長 はいそうです。

高市議長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第12号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書の10ページでございます。

報告第12号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成22年4月23日報告

流山市農業委員長 高市 正義

斡旋依頼がありました土地は、流山市鱒ヶ崎並びに西平井の畑25筆、6,818㎡でございます。なお、平成22年6月8日を経過いたしますと生産緑地の制限が解除されることとなります。議案案内図は10ページでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

3番(坂巻委員) 場所がよくわからないのですが、申出書地の脇は計画道路でしょうか。

吉田次長 議案案内図の次頁にございますけれど、こちらの場所につきましては流山電鉄沿いにごさいますして、東福寺の北東に位置しているところで、現在区画整理が行われている場所でございます。

3番(坂巻委員) 都市計画道路3・3・8号道路で途中で宮園方面に曲がる道でしょうか。

吉田次長 南流山から平和台に繋がる道です。

3番(坂巻委員) わかりました。

11番(戸部委員) ここは、区画整理区域に入っているのでしょうか。入っていれば減分対象となります。減分対象だけれども、生産緑地で届けてあるから、これを出したということでしょうか。

吉田次長 ただいまご意見のあったとおりでございます。該当地はいま区画整理中でございます。現在の登記簿上の面積が6,818㎡でございます。今仮換地中ですが、換地後の面積といたしましては4,156㎡となります。この案件につきましては、2月の総会で生産緑地に係る農業の主たる従事者証明を受けられた場所でございます。

11番(戸部委員) そうすると、換地されない面積で1坪約50万円ですね。換地されると20%減分されるということですね。値段的には換地された後に50万円だとそこそこかと思っただけですが。

吉田次長 議案書に表示された買取り価格は換地前の面積の価格でございます。

11番(戸部委員) わかりました。

○高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり)

特にないようですので、次に進みます

高市議長 次に、報告第13号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長

吉田次長 それでは議案書の12ページでございます。

報告第13号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年4月23日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

最初に、1番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

これは先月の3月分でございます、全部で5件の届出がございました。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が3件、公衆用道路が2件ございました。

以上、5件、14筆、1,904.21㎡、地目別の内訳といたしましては、田、5筆、1,019㎡、畑、9筆、885.21㎡でございます。

次に議案書の14ページでございます。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちら3月分でございます、全部で13件の届出がございました。

内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別では、売買が11件、賃貸借が1件、使用貸借が1件ございました。

転用目的別では、住宅用地が9件、店舗が3件、公衆用道路が1件ございました。

以上、13件、20筆、8,347㎡、内訳は田が6筆3,701㎡、畑が14筆、4,646㎡でございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。

11番(戸部委員) 15ページの8番、9番の西平井の届出地の売買価格はいくらですか。

吉田次長 こちらは市街化区域内で届出書によるものになります。こちらの様式の中には売買価格欄がございませんので価格については把握してございません。

○高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成22年第4回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時02分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成22年4月23日

議 長 流山市農業委員長 高市 正義

流山市農業委員 水野 敬久

流山市農業委員 藤井 俊行